

○犯罪被害者等早期援助団体連携要領の制定について

(平成19年9月13日例規県民第99号)

この度、特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センターが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定に基づく犯罪被害者等早期援助団体として指定されることに伴い、別添のとおり「犯罪被害者等早期援助団体連携要領」を制定し、平成19年9月27日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

犯罪被害者等早期援助団体連携要領

1 趣旨

この要領は、被害者支援の適正かつ効果的な推進を図るため、早期援助団体との連携に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 早期援助団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。

(2) 被害者等

別に定める静岡県警察被害者連絡実施要領に規定する対象事件その他早期援助団体による支援が必要であると本部長又は署長が認める事件により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 被害者情報

被害者等の氏名、住所その他犯罪被害の概要に関する情報をいう。

(4) 情報提供事務担当者

署及び県本部高速道路交通警察隊において早期援助団体に対する被害者情報の提供に関わる事務の処理に当たる者をいう。

(5) 情報受理担当者

早期援助団体において犯給法第23条第2項第2号若しくは第4号に規定する事業の実施を統括管理する者又は当該者が被害者情報を受理することができる者として指定した者をいう。

3 早期援助団体に対する被害者情報の提供

(1) 被害者情報の提供

早期援助団体に対する被害者情報の提供は、県本部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）が行うものとする。この場合において、提供する被

害者情報は、その提供に関し当該被害者等の同意を得たものでなければならない。

(2) 被害者情報の内容

早期援助団体に提供する被害者情報は、次に掲げる事項を考慮し、提供すべき被害者情報であるかどうかを個別に判断するものとする。

ア 被害者等が、被害の概要を自ら繰り返し説明することによる精神的負担を軽減するために必要な情報であること。

イ 早期援助団体が、被害者等に対する支援の内容、体制等が適正であるかどうかを判断するために必要な情報であること。

ウ 早期援助団体が、被害者等と連絡を取るために必要な情報であること。

エ 提供することにより、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他権利利益を不当に侵害するおそれがある情報でないこと。

(3) 他県早期援助団体の支援内容等の確認

署長及び県本部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、他の都道府県公安委員会から指定を受けた早期援助団体（以下「他県早期援助団体」という。）による支援が必要であると認めるときは、後記(4)に規定する説明をする前に、その旨を警察相談課長に報告し、当該他県早期援助団体が行う支援の内容及び活動地域を確認するものとする。

(4) 被害者情報の提供に伴う被害者等への説明

署長等は、被害者等に対して次に掲げる事項を確実に説明するものとする。この場合において、被害者等が18歳未満のときは、原則として、その保護者に説明するものとする。

ア 早期援助団体が行っている支援の具体的内容に関すること。

イ 早期援助団体は都道府県公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、当該早期援助団体の役員及び職員には守秘義務が課せられていること。

ウ 早期援助団体に対してあらかじめ被害者情報を提供しておくことにより、被害の概要を繰り返し説明することなく要望に応じた支援が受けられること。

(5) 被害者等からの同意の確保

署長等は、早期援助団体に対する被害者情報の提供について、被害者等から同意を得るときは、次により措置するものとする。

ア 被害者等から所定の同意書を徴するものとする。

イ 前記アの規定にかかわらず、被害者等の心身の状態その他の事情により同意書を徴することができないときは、書面による同意に代えて、口頭に

より同意を得ることができる。この場合において、同意を得た旨を記録しておくこと。

ウ 同一の被害者等に関する被害者情報を追加して提供する場合において、当該被害者情報が提供に係る同意を得ていないものであるときは、前記ア又はイに規定する方法により、当該被害者等の同意を得ること。

(6) 被害者等の同意が得られた場合の措置

早期援助団体に対する被害者情報の提供について、当該被害者等から同意が得られたときは、次により措置するものとする。

ア 被害者情報の提供に関する署長等の承認

情報提供事務担当者は、情報提供票（様式第1号）により提供する被害者情報等を署長等に報告し、その承認を受けること。

イ 情報提供票の送付

署長等は、前記アの規定により承認をしたときは、速やかに警察相談課長に当該情報提供票の写しを送付すること。

(7) 早期援助団体に対する被害者情報の提供の方法等

ア 警察相談課長は、前記(6)イの規定により情報提供票の写しの送付を受けた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、速やかに被害者情報を提供するものとする。

イ 前記アの規定による被害者情報の提供は、情報受理担当者に対し口頭で、又は当該情報提供票の写しを直接交付してするものとする。ただし、提供先の早期援助団体が他県早期援助団体であるときは、当該他県早期援助団体の活動区域を管轄する都道府県警察に提供の方法を確認の上、示された方法により提供すること。

4 早期援助団体における支援状況の把握

(1) 支援状況等の確認及び記録

警察相談課長は、早期援助団体に被害者情報を提供した場合において、当該早期援助団体から被害者等への支援状況に係る報告を受けたとき、又は当該早期援助団体に被害者等への支援状況を確認したときは、その内容を早期援助団体の支援記録票（様式第2号。以下「支援記録票」という。）に記録するものとする。この場合において、当該支援記録票の写しを当該被害者情報の提供元の署長等に送付するものとする。

(2) 他の都道府県警察から提供を受けた被害者情報に基づく支援状況の把握

警察相談課長は、静岡県公安委員会から指定を受けた早期援助団体が、他の都道府県警察から被害者情報の提供を受けたときは、その内容及び支援状況の把握に努めるとともに、当該早期援助団体に対する必要な便宜供与に配慮するものとする。

5 早期援助団体に対する協力

警察相談課長及び署長等は、早期援助団体の業務の円滑な運営を図るため、職員の派遣等による犯罪被害給付制度の説明、申請を補助する上での留意点の教示、防犯グッズ等に関する知識若しくは技術の提供、早期援助団体の行事の後援、警察広報紙への掲載、警察施設へのパンフレットの備付け又は当該施設の利用等の便宜供与に配慮するものとする。

6 その他

この要領の運用に関し疑義が生じたときは、警察相談課長と協議の上、措置するものとする。